

令和6年4月10日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社名古屋銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
豊田営業部	愛知県豊田市喜多町四丁目 20 番地	愛知県豊田市西町一丁目 200 番地 豊田参合館 1 階	令和6年1月22日

(2) 変更の理由

店舗移転に伴う住所変更